平成２６年（フ）第２２６９号
大阪市住吉区我孫子３丁目２番８－506　ルミエールコート住吉、開始決定時大阪市住吉区我孫子東１丁目５番５－601号
破産者　西本　雅子
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７８６号
大阪府枚方市香里園町25番19－203号
破産者　坂本　忠夫
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９５９号
大阪府八尾市恩智中町５丁目92番地
破産者　阪上　保広
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１６８号
大阪府豊中市東泉丘４丁目３番５－401号
破産者　長谷川　清
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７７号
大阪市西区新町３丁目11番７－404号
破産者　岩本あゆみ
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３７号
大阪府豊中市西泉丘２丁目2422番地の１304号
破産者　妹尾　寿訓
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４４号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目６番８号　ＹＯＵハイム俊徳315号
破産者　荒木　広一
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８５号
大阪市東成区玉津２丁目５番26号
破産者　田中　真生（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０６号
大阪市都島区都島北通２丁目11番24号　グレーシィ都島301号
破産者　長谷川修二
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８８号
堺市堺区新町１番28－402号
破産者　本郷雄一郎
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９３２号
堺市北区中百舌鳥町１丁28番地５、前住所大阪市浪速区幸町２丁目３番35－302号
破産者　木村英子こと　金　　海慈
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０１８号
堺市美原区北余部54番地７
破産者　丹羽　啓子
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
大阪府高石市西取石３丁目14番11－102号
破産者　丸山　千草
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８４１号
広島県安芸高田市八千代町勝田448番地　八千代病院、住民票上の住所広島県安芸高田市向原町坂1708番地
破産者　児玉酒店こと　児玉　筆子
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８号
広島県東広島市黒瀬町津江1710番地１
破産者　福原　公彦
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１４号
福岡県嘉麻市上臼井446番地１　碓井小太郎団地15号
破産者　藤浦　明俊
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第６１号
北九州市八幡西区八千代町13番11－301号
破産者　高島　正治
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８０号
大分市大字角子原848番地４、住民票上の住所大分市大字角子原850番地
破産者　池邉　**隆**士
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２号
岩手県一関市川崎町薄衣字大久保184番地
破産者　千葉恵美子
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部